

(一社) 千葉県トラック協会 「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ 2019」
実施要領

1. 目的 業界内における交通安全意識の高揚と安全運転の励行を図るため。
2. 名称 (一社) 千葉県トラック協会
「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ 2019」
3. 主催 一般社団法人 千葉県トラック協会
4. 実施期間 2019年5月1日～10月31日の6ヶ月間
5. 実施方法 会員より参加チームを募集し、期間中の無事故・無違反を競い合う。
6. 参加チーム募集方法
 - (1) 募集期間 2019年3月1日～4月30日
 - (2) 申込方法 参加申込書兼運転記録証明書交付申請書（委任状）を千葉県トラック協会あてに送付する。（トラック情報誌で周知）
 - (3) 参加費 3,150円（全額助成）
 - (4) チーム構成
同一営業所に勤務している運転者5名とする。
参加者は、自動車運転免許証（普通免許以上）を有し、専ら運転に従事している者とし、県外営業所は対象外とする。
7. 退職者の報告について
参加チームの中で退職者が出了場合は、その都度報告書により協会へ報告する。
8. 期間中の事故・違反について
次の者は、無事故・無違反資格者から除外する。
 - (1) 自動車安全運転センターで発行する運転記録証明書の経歴に加えられる事故・違反並びに期間内の免許の失効、取り消し、停止処分（4月30日以前の事故・違反による免許の取り消し等の処分を含む。）
 - (2) 自動車安全運転センターで発行する運転記録証明書に加えられていない構内事故等については物損事故の損害金額（過失割合によって算出される金額）が、20万円以上となるもの、人身事故については全治1週間以上を要する事故。
 - (3) 酒気帯び、飲酒による違反・事故があった場合は、当該事業者の全ての参加チームを表彰の対象外とする。
 - (4) 死亡事故があった場合には、当該事業者の全ての参加チームを表彰の対象外とする場合がある。
 - (5) 事故の報告
参加者が期間中に事故・違反をし、上記の範囲に該当する場合は、参加チーム代表者が、その都度報告書により協会へ報告する。
 - (6) その他
上記以外で明らかに不正と認められた場合においては個別に判断するものとする

9. 表彰

(1) 表彰の種類と対象・要件

表彰の種類	対象・要件
千葉県トラック協会による表彰	対象は支部とし、要件は参加率に達成率及び支部参加率を乗じ、最上位の支部とする。
千葉県トラック協会による表彰	対象は事業所とし、要件は達成率100%の事業所で、最多チーム数の事業所とする。

10. 運転記録証明書の取扱いについて

参加者個別の無事故・無違反の結果は公表しないものとする。

11. この要領及び定めのない事項については、事故防止対策委員会で定め、理事会で承認する。

附 則 本要領は、平成31年2月14日より実施する。